

「市民雪寄せ場」を募集しています(令和7年度)

青森市では、住宅密集地に空き地を所有されている方が、冬期間、地域の雪寄せ場として無償で町会に貸付けした場合、翌年度の固定資産税の一部を減免する「市民雪寄せ場事業」を行っております。

【市民雪寄せ場の概要】

- ① 雪寄せ場は、地域住民がスノーダンプ等の人力で雪を置くために利用します。
- ② 雪寄せ場は、町会が適正に管理し、期間終了後は原状に戻します。
- ③ 雪寄せ場には市が看板を設置します（ただし、数に限りがあります）。
- ④ 貸付期間は原則として、12月1日から翌年3月31日までの期間です。
- ⑤ 貸付けをした土地の、翌年度の固定資産税の3分の1を限度に減免します。

【市民雪寄せ場の申し込み方法】

- ① 市民雪寄せ場を提供できる方は、雪寄せ場候補地のある町会と協議の上、土地使用貸借契約書を取り交わしてください。（別紙参照）
- ② 道路維持課へ（令和7年11月28日までに）直接又は郵送（当日消印有効）で以下の書類を提出してください。 ※申し込み手続きは毎年度必要です。

- ・土地使用貸借契約書（写し）
- ・市民雪寄せ場の排雪に関する同意書
- ・市民雪寄せ場の位置図

【固定資産税の減免の手続き】

○令和8年4月に固定資産税納税通知書が届いたら、同封した減免申請書に必要な事項を記入の上、資産税課へ提出（申請）してください。

※契約書や減免申請書の提出が無い場合は、冬期間、雪寄せ場として使用していても、固定資産税の減免が受けられませんので、書類の提出忘れにご注意ください。

※市民雪寄せ場として令和7年度固定資産税の減免を受けた方で、今年度、同一の土地を市民雪寄せ場として提供いただく場合、令和8年度固定資産税減免申請書の提出は不要です。

＜問合せ先＞【青森地区】

[市民雪寄せ場の相談・申し込みについて]

都市整備部 道路維持課 雪対策室 Tel 017-752-8584

(〒030-8555 青森市中央1丁目22-5 本庁舎3階)

[減免申請手続きについて]

税務部 資産税課 土地資産チーム Tel 017-734-5205

(〒030-0801 青森市新町1丁目3-7 駅前庁舎2階)